

「東北地方支部災害時相互応援に関する指針」改訂のポイント

I. 背景

近年の災害対応の経験を踏まえ、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き（以下『手引き』という）」が令和2年4月30日に改訂されたことを受け、東北地方支部の「災害時相互応援に関する指針（以下『指針』という）」についても改訂を行いました。指針の改訂にあたっては、手引きの改訂内容の単純反映に留まらず、東北地方支部の実情を勘案して具体・実践的な調整を施しています。

II. 主な改訂内容

1. 豪雨災害等への対応強化

(1) 手引きの改訂内容

頻発する豪雨災害等への対応として、気象庁から津波・大雨・大雪等の特別警報が発表された場合は、地震に準じて応援準備態勢を整えることとされました。

(2) 指針の改訂内容

手引きの方向性を踏まえつつ、より具体的な態勢を「相互応援に向けた東北地方支部長及び県支部長の態勢（別表1）」に盛り込みました。

地震を除く災害時における態勢

態勢種別	態勢確保の時期	東北地方支部長及び県支部長の態勢の内容
注意態勢	・各支部内で大雨等*の特別警報が発表 ・地方支部長の要請	・被害発生時に迅速な情報連絡を行える態勢を確保する。 ・状況に応じて上位の配備に移行する。
警戒態勢	・特別警報が発表された大雨等*が各支部内で現に発生 ・地方支部長の要請	・会員事業体における被害状況の把握が可能になったと思われる時点で、情報連絡により水道の被害状況や応援要請の有無等について確認する。 ・応援要請等に対応する準備を進める。 ・状況に応じて上位の配備に移行する。
非常態勢	・各支部内で災害（地震を除く）による甚大な水道の被害の発生を把握	・情報連絡により水道の被害状況や応援要請の有無等について確認する。 ・応援要請等に迅速に対応できる態勢を確保する。

※大雨等：大雨，暴風，暴風雪，大雪，津波，火山噴火

2. 初動対応の強化

(1) 手引きの改訂内容

日水協のこれまでの応援スキームでは「要請主義」を原則としてきましたが、大きな被害を受けた事業体においては被害連絡や応援要請の余裕さえもない場合や、応援要請の手段を失念している場合もあり、「要請連絡なし=応援の必要なし」とは言えないことから、地震等緊急時における初動対応が以下の様に強化されました。

- ①会員事業体は水道施設に被害が無い場合又は応援要請が無い場合もその旨を管轄支部長に連絡する。
- ②連絡の無い会員事業体に対しては、県支部長の働きかけにより連絡体制を確立し、早期に被害状況及び応援要請の有無を確認するよう努める。

(2) 指針の改訂内容

支部長からのプッシュ型の情報確認に関する以下の規定を盛り込みました。

- ①連絡の無い会員事業体に対する県支部長の働きかけを追記⇒〔3（1）〕
- ②連絡の無い県支部に対する地方支部からの働きかけについても追記⇒〔3（2）〕

3. 先遣調査隊の役割等の調整

(1) 手引きの改訂内容

先遣調査隊の役割は現地調整隊（(旧) 情報連絡調整担当水道事業体）とほぼ同様とされていましたが、現地調整隊との機能分化が図られ、関係者間の早期の情報共有・調整が主目的とされました。また、日水協救援本部からの直接派遣に加え、地方支部長等への依頼による派遣方法が追加されました。

	(新)	(旧)
主な役割	被害状況の早期把握、関係者との情報共有、円滑な応援体制の確立への寄与を目的とした以下の調査。 ● 水道施設の被害概況等の収集・把握 （但し、 応援要請の内容及び規模の検討を目的とした情報収集の支援は現地調整隊の役割とする ） ● 被災水道事業体のニーズ等の聞き取り ● その他必要な事項	応援要請に必要な情報の収集を目的とした以下の調査。 ● 応援要請の内容及び規模等の決定に必要な情報（断水状況、水道施設の被害状況、復旧対策状況、復旧の見込み等）の収集

(2) 指針の改訂内容

先遣隊の派遣について、以下の内容を盛り込みました。 ⇒ [4 (3) ④]

- ① 地方支部長は 日水協救援本部からの依頼に基づき、地方支部内の会員を 先遣調査隊として現地に派遣する。
- ② ①のほか、地方支部長は自らの判断により、先遣調査隊を派遣できることとする。
 ※改訂前の指針においても、「地方支部長が行う情報連絡調整」として「必要に応じて地方支部内の会員等を現地に派遣」とされており、先遣調査隊をこれに位置付けるもの。
- ③ 先遣調査隊の派遣に係る費用については、応援活動の費用負担に準じることを明記。⇒ [17 (2)]

4. 現地調整隊の新設

(1) 手引きの改訂内容

「情報連絡調整担当水道事業体」が廃止され、「応援受入体制の調整」を行う「現地調整隊」が新設されました。実質的な活動内容は情報連絡調整担当水道事業体から大きな変更はありませんが、「応援要請内容等の決定主体は被災事業体であり現地調整隊の役割はその支援」であることが明確化されています。

	(新) 現地調整隊	(旧) 情報連絡調整担当水道事業体
主な役割	被災水道事業体における応援受入体制の確立に係る以下の調整支援。 ● 応援要請の内容及び規模等の決定に係る支援 ● 上記の決定に必要な被害状況等（断水状況、水道施設の被害状況、復旧対策状況、復旧の見込み等）の調査に係る支援 ● 被災都府県支部長等との連絡調整の支援 ● 応援受入体制及び応援活動における指揮命令系統の確立に係る支援	発災初期における被災水道事業体の以下の所要業務の調整支援。 ● 被災水道事業体と協議しながら応援要請の規模、内容等を決定 ● 被災水道事業体・被災都府県支部長等と協議し応援要請を行う対象水道事業体を決定 ● 応援活動における指揮命令系統を確立 ● 応援活動状況を把握
派遣事業体の決定者	ア) 個別都市間協定等の規定 イ) 被災県支部長（アがないとき） ウ) 被災地方支部長（県支部内派遣が困難な時） エ) 日本水道協会救援本部（地方支部内派遣が困難な時）	ア) あらかじめ定めた情報連絡調整担当水道事業体と被災事業体間の調整 イ) 被災県支部長（アが困難な時） ウ) 被災地方支部長（県支部内派遣が困難な時） エ) 日本水道協会救援本部（地方支部内派遣が困難な時）
活動期間	被災事業体において応援受入体制が確立（水道給水対策本部が設置）されるまでの間	被災事業体において応援受入体制が確立（水道給水対策本部が設置）されるまでの間

(2) 指針改訂方針

被災県支部及び東北地方支部長が行う情報連絡調整の一環として、「応援受入態勢の調整支援」と「(必要に応じた) 現地調整隊の派遣」を盛り込みました。⇒ [4 (1) ④、4 (3) ⑤]

5. 日水協スキーム外による応援活動の把握・調整

(1) 手引きの改訂内容

これまでは日水協スキームによる応援活動についての情報把握が規定されていましたが、実際の災害事例においては多くの事業体において、事業体間協定に基づく対口支援、水道企業団の枠組み、自衛隊、首長のコネクションなどの日水協スキーム外の応援活動が行われています。過不足の無い適切な応援活動を展開するためには、日水協スキーム外の活動も含めた全体的な状況の把握が必要になるため、「被災事業体は日本水道協会の枠組み以外による応援活動についても適宜取りまとめ、情報提供するよう努める」こととされました。

(2) 指針改訂方針

日本水道協会の枠組み以外による応援活動についても、被災事業者及び支部長は情報共有に努めることを指針に盛り込みました。⇒ [4 (4)]

6. 地方支部長が被災したときの職務代行

(1) 課題

手引きでは今回の改訂前から「地方支部長及び都府県支部長等が自ら被災した場合等に備え、あらかじめ他の水道事業体に対しその職務の代行又は補助を要請できるよう協定等を締結しておくことが望ましい」とされています。東北地方支部においては、「災害時相互応援に関する協定書（第4条第4項）」において「地方支部長は、地方支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、情報連絡調整を行う会員を地方支部内から決定する。」とされていますが、指針においては具体の規定がありませんでした。

(2) 指針の改訂内容

地方支部長が日水協本部及び各県支部間の情報連絡調整を行うことができない場合に、代行者を迅速に決定するため、以下のルールを指針に追記しました。⇒ [4 (5)]

以下の優先順位により、職務代行又は補助の対応が可能な者から候補者を選定する。	
優先順位	職務代行・補助者
1位	青森県支部長
2位	秋田県支部長
3位	岩手県支部長
4位	福島県支部長
5位	山形県支部長
6位	宮城県支部長

※危険分散の観点により、東北地方支部事務局からの直線距離が大きい県支部事務局から順に優先順位を設定しました。

7. 感染症まん延等による都市間・地域間の移動自粛要請発令時の応援要請への対応

(1) 課題

新型コロナウイルス感染症のまん延により緊急事態宣言が発令され、都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛が要請された経験を踏まえ、この様な場合における応援要請および応援活動の考え方を整理したものです。

(2) 指針改訂方針

不要不急の移動の自粛が要請されている場合においても、**地震等緊急時における応援活動は不要不急にあらず、少なくとも応援要請は可能である**ことを基本スタンスとして、以下の内容を指針に盛り込みました。

①移動制限下であっても法令に違反しない自粛レベルの場合においては、応援の要請は可能であることを明記。⇒〔6 (4)〕

※当然、要請先の会員事業体の出勤を強要するものではなく、出勤の可否については各事業体の事情に応じて個別に判断すべきことを前提とする。

②新型コロナウイルス感染症まん延下における被災・応援双方の留意点に関する日水協本部通知を「資料 2」に位置づけ、応援活動において感染症の影響が懸念される場合は対策を講じることを記載。⇒〔8 (4)、9 (4)、資料 2〕

8. 様式の整理・追加・変更

(1) 改訂前の指針では手引きの様式の扱いが不明瞭だったため、**手引き様式と指針独自様式の間を包括的に整理**しました。

(2) 手引きの様式は全国で共通的に使用されることを踏まえ、類似様式の重複作成を避けるため、手引きの様式で対応可能なものについては**極力、手引きの様式をそのまま使用**することとしました。

(3) **県支部・地方支部での情報集約作業で使用するもの**を中心として、**指針の独自様式では最低限の補完**に留めました。

(4) 手引き様式と指針独自様式を含め、多数の様式が密接に関連することになるため、**各様式の相関及び使用タイミングを整理したフロー図を作成・追加**しました。⇒〔資料 1〕

(5) **資機材保有状況表（調査様式 1～6）**については、令和元年度より試行してきた**新様式を採用**しました。なお、新様式の本格運用開始に伴い、一部体裁の調整（EXCEL のテーブル機能の導入など）を行っています。

(6) 手引き様式の包括整理に伴い様式の数が増加したため、用途・位置づけ毎に様式名称をグループ化し、保有状況表は「**調査様式 1～6**」、応援手続き用の様式は「**応援様式 1～3**」、手引きの様式は「**手引き様式 2～25**」としました。

以上